

事業者排出量削減計画書

（宛先）京都市知事 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1-1		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成23年 9月22日 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 大日本スクリーン製造株式会社 代表取締役社長 橋本 正博 電話075-414-7111					
主たる業種	半導体、液晶製造装置、印刷製版機器の製造業		細分類番号	2	6	7	1
事業者の区分	第2条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	2013年度（平成25年度）のエネルギーに起因する温室効果ガスの生産高原単位と使用面積原単位を、2009年度（平成21年度）比4%以上削減する。						
計画を推進するための体制	取締役を委員長とするグループEHS方針委員会及びEHS目標管理委員会にて、2011年度（平成23年度）からの環境安全経営の中期戦略「グリーンバリュー21フェーズⅡ」の進捗管理を実施する。また、エネルギー委員会にて省エネ削減施策の立案、実施、監視を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		5,918.9 トン	5,853.3 トン	5,515.2 トン	5,216.5 トン	-6.6 パーセント
	評価の対象となる排出の量		6,136.4 トン	5,853.3 トン	5,515.2 トン	5,216.5 トン	-9.9 パーセント
目標の根拠		省エネ中期計画に基づく、設備更新					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (使用面積m ² ÷10)	2.15	2.19	2.02	1.95	-6.06 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		原単位指標：使用面積原単位（省エネ法届出原単位） 目標の根拠：省エネ中期計画に基づく、設備更新					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		52.0 パーセント	56.0 パーセント	64.0 パーセント	64.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度		老朽化対策として、空気圧縮機、ボイラーの更新。その他機器の適正運転				
	(24)年度		空調設備の更新、既存設備の高効率化（インバーター制御化）。その他機器の適正運転				
	(25)年度		既存設備の高効率化（インバーター制御化）。その他機器の適正運転				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容		マイカー通勤の禁止（本社）及び申請によるマイカー通勤の制限 近鉄大久保駅からの通勤バスの運用（久御山）				
	上記の措置を採用する理由		会社規定による				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分		第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・次世代型の低コスト太陽電池として期待される薄膜シリコン太陽電池パネルの、アモルファスシリコン膜特性を解析する新技術を搭載した「分光エリプソイド膜厚測定装置」の提供						
特記事項	大日本スクリーンの京都と滋賀の事業所にてエネルギーマネジメントシステム（ISO/DIS50001）取得している。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。